

岩手県告示第700号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年8月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年7月16日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐藤建設
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市二枚橋町南一丁目35番地
 - ウ 代表者の氏名 佐藤恭司
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第4176号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年7月15日付けで建築工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年7月15日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 花南水道土木株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 花巻市下根子352
 - ウ 代表者の氏名 高橋智彦
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第40049号
 - (3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年7月13日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。